

令和5年第三回定例会提出議案一覧

予算案件（5件）

整理 番号	議番号	案 件	所管課
1	163	令和5年度熊本市一般会計補正予算	財政局 財政課
2	164	令和5年度熊本市国民健康保険会計補正予算	財政局 財政課
3	165	令和5年度熊本市後期高齢者医療会計補正予算	財政局 財政課
4	166	令和5年度熊本市競輪事業会計補正予算	財政局 財政課
5	167	令和5年度熊本市工業用水道事業会計補正予算	財政局 財政課

決算案件（6件）

整理 番号	議番号	案 件	所管課
1	234	令和4年度熊本市各会計（公営企業会計を除く。）決算について	財政局 財政課
2	235	令和4年度熊本市病院事業会計決算の認定について	財政局 財政課
3	236	令和4年度熊本市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	財政局 財政課
4	237	令和4年度熊本市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	財政局 財政課
5	238	令和4年度熊本市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	財政局 財政課
6	239	令和4年度熊本市交通事業会計決算の認定について	財政局 財政課

条例案件（10件）

整理 番号	議番号	案 件	所管課
1	168	熊本市附属機関設置条例の一部改正について	総務局 人事課
2	169	熊本市一般職の職員の給与に関する条例及び熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
3	170	熊本市火災予防条例の一部改正について	消防局 指導課
4	171	熊本市自治基本条例の一部改正について	文化市民局 地域政策課
5	172	犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例の一部改正について	文化市民局 生活安全課
6	173	熊本市犯罪被害者等支援条例の制定について	文化市民局 生活安全課
7	174	熊本市記念館条例の一部改正について	文化市民局 文化財課
8	175	熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	教育委員会 放課後児童育成課
9	176	熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部改正について	健康福祉局 医療政策課
10	177	熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部改正について	都市建設局 空家対策課

その他の案件（56件）

整理 番号	議番号	案 件	所管課
1	自178 至219	市道の認定について（42路線）	都市建設局 土木総務課
2	自220 至226	市道の廃止について（7路線）	都市建設局 土木総務課
3	227	熊本市及び玉名市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	政策局 政策企画課
4	自228 至229	公の施設の他の団体の利用に関する協定について（2件）	教育委員会 図書館
5	230	財産の取得について（高規格救急自動車）	消防局 管理課
6	231	財産の取得について（はしご付消防車（40m））	消防局 管理課
7	232	財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）	消防局 警防課
8	233	工事請負契約締結について（東部環境工場機能維持事業基幹的設備改良工事（第2期））	総務局 工事契約課

報告案件（26件）

整理 番号	報番号	案 件	所管課
1	38	財政の健全性に関する比率について	財政局 財政課
2	39	資金不足比率について	財政局 財政課
3	40	債権の放棄の報告について（熊本市債権管理条例に基づく債権の放棄）	財政局債権管理課 （健康福祉局健康福祉政策課、都市建設局住宅政策課・市営住宅課、上下水道局料金課、病院局医事課・植木病院事務局）
4	41	専決処分の報告について（市営住宅等に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起並びに和解成立）	都市建設局 市営住宅課
5	42	専決処分の報告について（市営住宅に係る家賃等の請求に関する和解申立及び訴えの提起）	都市建設局 市営住宅課
6	43	専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋下部工（P2）工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
7	44	専決処分の報告について（一般県道池上インター線池上インター橋（区間①－1－1）橋梁鋼上部工工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
8	45	専決処分の報告について（都市計画道路池田町花園線外1線道路改良工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
9	46	専決処分の報告について（（長寿命化）火の君文化センター空調設備その他改修工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
10	47	専決処分の報告について（北区役所耐震改修工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
11	48	専決処分の報告について（富合小学校校舎増改築工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
12	49	専決処分の報告について（桜井小学校第17棟校舎長寿命化改良工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
13	50	熊本市内部統制評価報告書について	総務局 総務課
14	26	一般財団法人熊本市国際交流振興事業団の経営状況について	政策局 国際課
15	27	公益財団法人熊本市美術文化振興財団の経営状況について	文化市民局 文化政策課
16	28	公益財団法人熊本市学校給食会の経営状況について	教育委員会 健康教育課
17	29	公益財団法人くまもと地下水財団の経営状況について	環境局 水保全課

整理 番号	報番号	案 件	所管課
18	30	公益財団法人熊本市上下水道サービス公社の経営状況について	上下水道局 総務課
19	31	一般財団法人熊本市勤労者福祉センターの経営状況について	経済観光局 雇用対策課
20	32	一般財団法人熊本テルサの経営状況について	経済観光局 雇用対策課
21	33	株式会社熊本流通情報センターの経営状況について	経済観光局 商業金融課
22	34	一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会の経営状況について	経済観光局 観光政策課
23	35	一般財団法人熊本市文化スポーツ財団の経営状況について	経済観光局 スポーツ振興課
24	36	公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況について	経済観光局 スポーツ振興課
25	37	一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況について	都市建設局 河川課
26	51	一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の訂正について（令和3年度決算並びに令和4年度事業計画及び予算）	都市建設局 河川課

令和 5 年第三回定例会提出議案一覧

【 条例案件 】

整理番号 議番号	件名、提出理由及び主な内容等
【 1 】 議第 168 号	件名：熊本市附属機関設置条例の一部改正について ＜改正理由＞ 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき附属機関を設置する等のため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 1 附属機関の設置 市長の附属機関 (1) 熊本市文化芸術推進基本計画策定委員会 (2) 熊本市宿泊税検討委員会 (3) 熊本市盛土対策検討委員会 2 引用条項の整備 ＜施行日＞ 改正内容 1 → 公布の日 改正内容 2 → 公布の日又は空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 0 号）の施行の日のいずれか遅い日
【 2 】 議第 169 号	件名：熊本市一般職の職員の給与に関する条例及び熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 4 号）の施行による地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 1 手当の名称変更 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当 → 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当 2 引用条項の整備 ＜施行日＞ 公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日

【３】 議第 170 号	件名：熊本市火災予防条例の一部改正について <改正理由> 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 4 8 号）の施行に伴い、規制する蓄電池設備の見直しを行う等のため、所要の改正を行うもの <改正内容> 1 蓄電池設備に関する規制の見直し (1) 規制の対象となる蓄電池設備の見直し 現 行：4,800Ah・セル以上の蓄電池設備 改正後：次のいずれかに該当する蓄電池設備 ① 容量が 20kWh 超の蓄電池設備 ② 容量が 10kWh 超 20kWh 以下の蓄電池設備のうち、出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものに該当しないもの (2) 蓄電池設備に係る設置場所の基準、雨水等の侵入防止措置及び建築物からの離隔距離に関する規定の見直し 2 火気設備の離隔距離の見直し 炭火焼き器に係る離隔距離の緩和 <施行日> 令和 6 年（2024 年）1 月 1 日
【４】 議第 171 号	件名：熊本市自治基本条例の一部改正について <改正理由> 多様な市民の参画等の推進を明確化するとともに、防災等に関する規定を拡充するため、所要の改正を行うもの <改正内容> 1 参画による市政・まちづくりは、地域社会を構成する多様な市民が共同して取り組むこととする。 2 地域コミュニティ活動を行う際には、多様な文化的背景を踏まえ、互いを十分に尊重しながら進めることとする。 3 市民相互の協力により解決していく身近な地域の課題の具体例及び市民が日頃から災害等への備えとして取り組むことの具体例を追加する。 <施行日> 令和 5 年（2023 年）10 月 1 日

【５】 議第 172 号	件名：犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例の一部改正について <改正理由> 再犯の防止等に関する規定を整備する等のため、所要の改正を行うもの <改正内容> 1 再犯の防止等に関する規定の追加 2 協議会の名称の変更 熊本市安全安心まちづくり推進協議会 →熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会 3 その他規定の整備 <施行日> 公布の日
-------------------------	--

【6】 議第 173 号	件名：熊本市犯罪被害者等支援条例の制定について ＜制定理由＞ 犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、この条例を制定するもの ＜制定内容＞ 1 目的 2 定義 3 基本理念 4 市の責務 5 市民及び事業者の責務 6 連携協力 7 犯罪被害者等の支援に関する計画 8 相談及び情報の提供等 9 経済的負担の軽減 10 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 11 居住の安定 12 個人情報の取扱いについての配慮 13 未成年者への配慮 14 市民及び事業者の理解の増進 15 民間支援団体の活動の促進 16 意見の反映 17 協議会への諮問 18 委任 ＜施行日＞ 公布の日
【7】 議第 174 号	件名：熊本市記念館条例の一部改正について ＜改正理由＞ 記念館を追加する等のため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 1 熊本藩川尻米蔵（南区川尻3丁目3番30号）を記念館として追加 2 資料の活用を設置目的として明確化 ＜施行日＞ 改正内容1 → 令和5年（2023年）10月21日 改正内容2 → 公布の日

【 8 】 議第 175 号	件名：熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について <改正理由> 放課後児童支援員に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの <改正内容> 放課後児童支援員とみなすことができる研修修了予定者の要件を緩和 現 行：放課後児童健全育成事業所に配置された日から 1 2 月以内に所定の研修を修了することを予定している者 改正後：放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年以内に所定の研修を修了することを予定している者（その者の研修計画が定められた場合に限る。） <施行日> 公布の日
【 9 】 議第 176 号	件名：熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部改正について <改正理由> 医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 8 5 号）の施行に伴い、病院における人員に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの <改正内容> 病床数 1 0 0 以上の病院において 1 人以上設置することとされている栄養士に管理栄養士を含むことを明確化 <施行日> 令和 6 年（2 0 2 4 年） 4 月 1 日
【 1 0 】 議第 177 号	件名：熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部改正について <改正理由> 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 0 号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの <改正内容> 引用条項の整備 <施行日> 公布の日又は空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日

【 その他の案件 】

整理番号 議番号	件名、提出理由及び主な内容等
【 1 】 自 議第 178 号 至 議第 219 号	件名：市道の認定について（４２路線） ＜提出理由＞ 次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの （１） 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３９条の規定に基づく管理帰属 （２） 地元要望 ※ 市道認定基準 幅員４ｍ以上、縦断勾配９％以下等 ＜主な内容＞ 高平２丁目第３３号線 外４１路線
【 2 】 自 議第 220 号 至 議第 226 号	件名：市道の廃止について（７路線） ＜提出理由＞ 開発行為に伴う市道廃止について、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ 合志町第２１号線 外６路線

【3】 議第 227 号	件名：熊本市及び玉名市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について ＜提出理由＞ 熊本市と玉名市との間における連携協約の締結について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 3 項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ 玉名市との連携を図るため、協議により、次の事項に係る連携協約を締結する。 1 目的 2 基本方針 3 次に掲げる政策分野ごとの連携する取組及び役割分担 (1) 圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野 (2) 高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野 (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野 4 費用分担 熊本市及び玉名市が協議して定める。 5 連絡会議
-------------------------	--

【４】 自 議第 228 号 至 議第 229 号	件名：公の施設の他の団体の利用に関する協定について（２件） <提出理由> 公の施設の他の団体の利用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 3 項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの <主な内容> 地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定により、公の施設の利用について、熊本市と次の市町との間で、それぞれ次のとおり協定する。 《玉名市》 1 協定の趣旨 相互の住民への図書資料の貸出し 2 対象となる公の施設 (1) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）に基づく図書館のうち熊本市及び玉名市が設置するもの (2) 次に掲げる施設に附属する図書室 - ア 熊本市公民館条例（昭和 43 年条例第 16 号）に規定する公民館 - イ 熊本市男女共同参画センターはあもにい 3 施設の利用関係 2 に規定する公の施設を設置した市の条例、規則その他の規程の規定により貸出しを実施 4 経費の負担 2 に規定する公の施設を設置した市が負担 《美里町》 1 協定の趣旨 美里町の住民への図書資料の貸出し 2 対象となる公の施設 (1) 図書館法に基づく図書館のうち熊本市が設置するもの (2) 次に掲げる施設に附属する図書室 - ア 熊本市公民館条例に規定する公民館 - イ 熊本市男女共同参画センターはあもにい 3 施設の利用関係 熊本市の条例、規則その他の規程の規定により貸出しを実施 4 経費の負担 熊本市が負担
---	---

【５】 議第 230 号	件名：財産の取得について（高規格救急自動車） ＜提出理由＞ 高規格救急自動車の取得について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 3 条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ 1 財 産 物品 高規格救急自動車 2 台 2 取得価格 56,056,000 円 3 相 手 方 熊本市中央区上水前寺 1 丁目 10 番 5 号 熊本いちほら工業 株式会社 代表取締役 澤田 悦幸
【６】 議第 231 号	件名：財産の取得について（はしご付消防車（40m）） ＜提出理由＞ はしご付消防車の取得について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 3 条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ 1 財 産 物品 はしご付消防車（40m） 1 台 2 取得価格 200,640,000 円 3 相 手 方 熊本市中央区菅原町 1 番 25 号 三輝物産 株式会社 代表取締役 西銘 公一
【７】 議第 232 号	件名：財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車） ＜提出理由＞ 小型動力ポンプ付積載車の取得について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 3 条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ 1 財 産 物品 小型動力ポンプ付積載車 7 台 2 取得価格 45,815,000 円 3 相 手 方 熊本市中央区神水 2 丁目 6 番 7 号 野々村ポンプ 株式会社 代表取締役 湯本 淳二

【８】 議第 233 号	件名：工事請負契約締結について（東部環境工場機能維持事業基幹的設備改良工事（第２期）） <提出理由> 工事請負契約締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第２条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの <主な内容> １ 請 負 金 額 ５，７９５，９００，０００円 ２ 契約の相手方 福岡市博多区博多駅前３丁目２番１号 日立造船 株式会社 九州支社 支社長 徳尾 真信 ※ 工期 議決日から令和９年（２０２７年）３月１２日までの予定
-------------------------	--

【 報告案件 】

整理番号 報番号	件名、提出理由及び主な内容等			
【 1 】 報第 38 号	件名：財政の健全性に関する比率について			
	＜提出理由＞			
	財政の健全性に関する比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、市議会に報告するもの			
	＜主な内容＞			
	次に掲げる項目について、監査委員の意見を付けて報告する。			
	区 分	令和 4 年度 健全化判断比率	(参考) 早期健全化基準	(参考) 財政再生基準
	実 質 赤 字 比 率	—	11. 25%	20. 0%
	連結実質赤字比率	—	16. 25%	30. 0%
	実質公債費比率	5. 4% (5. 4%)	25. 0%	35. 0%
	将 来 負 担 比 率	102. 2% (104. 6%)	400. 0%	
	※ 括弧内は前年度の比率			
【 2 】 報第 39 号	件名：資金不足比率について			
	＜提出理由＞			
	資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、市議会に報告するもの			
	＜主な内容＞			
	資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告する。			
	区 分		令和 4 年度 資金不足比率	(参考) 経営健全化基準
	法 適 用 企 業	病 院 事 業 会 計	— (—)	20. 0%
		水 道 事 業 会 計	— (—)	
		工業用水道事業会計	— (—)	
		下 水 道 事 業 会 計	— (—)	
		交 通 事 業 会 計	— (—)	
	用 法 企 業 非 適	農業集落排水事業会計	— (—)	
	※ 括弧内は前年度の状況			

【3】
報第 40 号

件名：債権の放棄の報告について（熊本市債権管理条例に基づく債権の放棄）

<提出理由>

熊本市債権管理条例（平成28年条例第12号）第14条第1項の規定に基づき債権を放棄したので、同条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの

<主な内容>

番号	放棄する債権	理由	件数	債権額
1	災害援護資金に係る貸付金債権	時効完成	5 件	8,390,000 円
2	住宅改修資金に係る貸付金債権	時効完成	13 件	15,599,957 円
3	住宅新築資金に係る貸付金債権	破産等	3 件	25,457,330 円
		時効完成	1 件	2,459,615 円
4	宅地取得資金に係る貸付金債権	破産等	2 件	15,341,216 円
5	判決等により確定した市営住宅等の家賃に係る金銭債権	破産等	1 件	435,000 円
		時効完成	6 件	602,100 円
6	水道料金債権	破産等	11 件	187,029 円
		時効完成	817 件	5,844,724 円
7	医療費債権	破産等	1 件	154,180 円
		時効完成	2,695 件	161,740,708 円

※ 令和4年度中における債権放棄

【４】 報第 41 号	件名：専決処分の報告について（市営住宅等に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起並びに和解成立） <提出理由> 市営住宅等に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起並びに和解成立について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年条例第 25 号）第 1 号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定に基づき、市議会に報告するもの <主な内容> ・家賃等滞納者に対する訴えの提起 ・件数 20 件 ・金額 6, 533, 900 円（訴えの提起までの期間において当該相手方につき新たに生じた滞納額があるときはこれを加え、納付額があるときはこれを減じた額） ・訴訟方針等 市営住宅等の明渡し、滞納家賃等の支払、訴訟費用の被告負担及び仮執行宣言の判決を求める。 相手方が納付等を申し出、必要かつ適当と認める場合は、和解する。 ・専決日 令和 5 年（2023 年）7 月 13 日
【５】 報第 42 号	件名：専決処分の報告について（市営住宅に係る家賃等の請求に関する和解申立及び訴えの提起） <提出理由> 市営住宅に係る家賃等の請求に関する和解申立及び訴えの提起について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年条例第 25 号）第 1 号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定に基づき、市議会に報告するもの <主な内容> ・家賃等滞納者との間における和解申立 ・件数 20 件 ・金額 7, 952, 500 円（和解成立までの期間において当該相手方につき新たに生じた滞納額があるときはこれを加え、納付額があるときはこれを減じた額） ・和解方針等 和解を申し立て、その後異議がない場合はこのまま和解成立とし、和解が調わない場合は訴えを提起する。 ・専決日 令和 5 年（2023 年）7 月 13 日

【6】 報第 43 号	件名：専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋下部工（P 2）工事請負契約の変更） <提出理由> 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年条例第 2 5 号）第 3 号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定に基づき、市議会に報告するもの <主な内容> 1 請 負 金 額 5 8 2, 6 6 9, 2 4 7 円 ↓ 5 9 5, 0 2 9, 9 6 9 円 2 契約の相手方 光進・松本建設工事共同企業体 代表者 熊本市東区御領 2 丁目 2 8 番 1 号 光進建設 株式会社 代表取締役社長 近藤 誠也 熊本市南区城南町隈庄 5 0 5 番地 3 松本建設 株式会社 代表取締役 松本 英嗣 3 専 決 日 令和 5 年（2 0 2 3 年）7 月 2 7 日
【7】 報第 44 号	件名：専決処分の報告について（一般県道池上インター線池上インター橋（区間①－1－1）橋梁鋼上部工工事請負契約の変更） <提出理由> 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年条例第 2 5 号）第 3 号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定に基づき、市議会に報告するもの <主な内容> 1 請 負 金 額 3 3 4, 0 5 1, 0 4 4 円 ↓ 3 4 3, 8 9 3, 4 2 1 円 2 契約の相手方 北九州市八幡西区築地町 1 0 番 山九 株式会社 インフラ事業推進部 西日本事業所 所長 江崎 建 3 専 決 日 令和 5 年（2 0 2 3 年）7 月 2 5 日

【8】 報第 45 号	件名：専決処分の報告について（都市計画道路池田町花園線外 1 線道路改良工事請負契約の変更） <提出理由> 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年条例第 2 5 号）第 3 号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定に基づき、市議会に報告するもの <主な内容> 1 請 負 金 額 3 2 0 , 4 3 0 , 0 0 0 円 ↓ 3 4 9 , 6 1 7 , 1 4 9 円 2 契約の相手方 丸成・甲斐土木建設工事共同企業体 代表者 熊本市西区松尾町近津 7 6 7 番地 丸成産業 株式会社 代表取締役 下田 信美 熊本市北区楠 8 丁目 1 7 番 2 7 号 甲斐土木工業 株式会社 代表取締役 甲斐 俊寿 3 専 決 日 令和 5 年（2 0 2 3 年）7 月 2 8 日
------------------------	---

【9】 報第 46 号	件名：専決処分の報告について（（長寿命化）火の君文化センター空調設備 その他改修工事請負契約の変更） <提出理由> 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年条例第 25 号）第 3 号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定に基づき、市議会に報告するもの <主な内容> 1 請 負 金 額 294,800,000 円 ↓ 297,769,502 円 2 契約の相手方 公栄・三和・サンテクノ・西邦建設工事共同企業体 代表者 熊本市北区徳王 1 丁目 1 番 47 号 公栄設備工業 株式会社 代表取締役 橋山 順一 熊本市東区御領 7 丁目 2 番 2 号 三和電工設備 株式会社 代表取締役 錦戸 保介 熊本市東区下南部 1 丁目 3 番 130 号 株式会社 サンテクノ 代表取締役 福田 善之 熊本市中央区平成 3 丁目 5 番 13 号 西邦電気工事 株式会社 代表取締役社長 豊田 一生 3 専 決 日 令和 5 年（2023 年）7 月 14 日
------------------------	---

【10】 報第47号	件名：専決処分の報告について（北区役所耐震改修工事請負契約の変更） ＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ 1 請 負 金 額 575,850,000円 ↓ 587,695,209円 2 契約の相手方 光進・武末建設工事共同企業体 代表者 熊本市東区御領2丁目28番1号 光進建設 株式会社 代表取締役社長 近藤 誠也 熊本市南区近見1丁目16番6号 武末建設 株式会社 代表取締役社長 大久保 智司 3 専 決 日 令和5年（2023年）7月28日
-----------------------	---

【11】 報第48号	件名：専決処分の報告について（富合小学校校舎増改築工事請負契約の変更） ＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ 1 請 負 金 額 1, 7 0 5, 0 0 0, 0 0 0 円 ↓ 1, 8 0 8, 3 3 3, 3 3 2 円 2 契約の相手方 岩永・小竹・豊・前田建設工事共同企業体 代表者 熊本市中央区南熊本4丁目8番32号 株式会社 岩永組 代表取締役 岩永 一宏 熊本市中央区大江4丁目13番20号 株式会社 小竹組 代表取締役 江越 征記 熊本市東区山ノ内1丁目3番1号 株式会社 豊工務店 代表取締役 鉄谷 浩之 熊本市南区御幸笛田2丁目6番101号 株式会社 前田技建工業 代表取締役 前田 富士人 3 専 決 日 令和5年（2023年）7月18日
-----------------------	---

【 1 2 】 報第 49 号	件名：専決処分の報告について（桜井小学校第 1 7 棟校舎長寿命化改良工事請負契約の変更） < 提出理由 > 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年条例第 2 5 号）第 3 号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定に基づき、市議会に報告するもの < 主な内容 > 1 請 負 金 額 3 4 3 , 6 4 0 , 0 0 0 円 ↓ 3 5 2 , 6 4 2 , 7 7 4 円 2 契約の相手方 木村・シアーズホーム建設工事共同企業体 代表者 熊本市中央区坪井 6 丁目 1 7 番 1 5 号 株式会社 木村建設 代表取締役 木村 賢正 熊本市南区馬渡 2 丁目 1 2 番 3 5 号 株式会社 シアーズホーム 代表取締役 丸本 文紀 3 専 決 日 令和 5 年（ 2 0 2 3 年） 8 月 8 日
----------------------------	---

【13】
報第50号

件名：熊本市内部統制評価報告書について

＜提出理由＞

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定に基づき、令和4年度の熊本市内部統制評価報告書を作成したので、同条第6項の規定に基づき、市議会に報告するもの

＜主な内容＞

令和4年度の熊本市内部統制評価報告書について、監査委員の意見を付けて提出する。

【令和4年度の評価結果の内容】

	選定 件数	評価 対象	整備上の不備			運用上の不備		
			不備 なし	不備 あり	うち重 大な不 備	不備 なし	不備 あり	うち重 大な不 備
各部署で選定 したリスク	730 件	730 件	730 件	0 件	0 件	695 件	35 件	1 件
事件・事故	38 件	11 件	11 件	0 件	0 件	0 件	11 件	3 件
事務処理ミス	11 件	10 件	10 件	0 件	0 件	0 件	10 件	1 件
合計	779 件	751 件	751 件	0 件	0 件	695 件	56 件	5 件

【 報告案件（経営状況報告） 】

整理 番号	報番号	件名、提出理由及び主な内容等
【 1 4 】	報第 26 号	件名：一般財団法人熊本市国際交流振興事業団の経営状況について
【 1 5 】	報第 27 号	件名：公益財団法人熊本市美術文化振興財団の経営状況について
【 1 6 】	報第 28 号	件名：公益財団法人熊本市学校給食会の経営状況について
【 1 7 】	報第 29 号	件名：公益財団法人くまもと地下水財団の経営状況について
【 1 8 】	報第 30 号	件名：公益財団法人熊本市上下水道サービス公社の経営状況について
【 1 9 】	報第 31 号	件名：一般財団法人熊本市勤労者福祉センターの経営状況について
【 2 0 】	報第 32 号	件名：一般財団法人熊本テルサの経営状況について
【 2 1 】	報第 33 号	件名：株式会社熊本流通情報センターの経営状況について
【 2 2 】	報第 34 号	件名：一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会の経営状況について
【 2 3 】	報第 35 号	件名：一般財団法人熊本市文化スポーツ財団の経営状況について
【 2 4 】	報第 36 号	件名：公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況について
【 2 5 】	報第 37 号	件名：一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況について
【 2 6 】	報第 51 号	件名：一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の訂正について（令和 3 年度決算並びに令和 4 年度事業計画及び予算）
		これらの法人は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 1 条第 3 項の法人に該当するので、同法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、その経営状況（令和 4 年度決算並びに令和 5 年度事業計画及び予算）について報告するもの ※ 【 2 6 】にあっては、令和 4 年第三回定例会で報告した経営状況を説明する書類に誤りがあったので、その訂正について報告するもの